

2023年2月10日

関係各位

東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号

株式会社水機テクノス

代表取締役社長 原 毅

建設業法に基づく営業停止処分のご通知とお詫び

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、弊社は、2020年9月25日付「第三者委員会による調査報告書受領に関するお知らせ」で公表した施工管理技士資格等の不正取得の件に関し、本日付で国土交通省関東地方整備局から、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を下記のとおり受けました。

お客様をはじめとする関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、本書をもって深くお詫び申し上げます。

弊社は、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続きコンプライアンスの徹底を図り、会社の総力を挙げて信頼回復に努めてまいり所存でございますので、引き続き倍旧のご厚情を賜りたくお願い申し上げます。

敬具

【停止の対象となる営業の範囲及び期間】

①全国における建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの	2023年2月25日から2023年4月10日までの45日間
②岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの	2023年4月11日から2023年4月25日までの15日間

<設備等不具合時の緊急連絡先>

TEL 03-6413-1313 受付時間：平日 9:00~17:30（土日祝 定休）

（注）この電話番号は、営業停止期間中のみの緊急連絡先となります。